

薬事分科会及び各部会における審議参加規程の運用状況（令和4年1月～令和4年12月）【農林水産省】

資料1-2

	動物用医薬品等部会	動物用生物学的製剤調査会	動物用抗菌性物質製剤調査会	動物用一般医薬品調査会	動物用医薬品再評価調査会	動物用医薬品残留問題調査会	水産用医薬品調査会	動物用再生医療等製品・バイオテクノロジー応用医薬品調査会	動物用組換えDNA技術応用医薬品調査会	合計
全開催回数	4	4	3	4	3	3	2	2	0	25
審議議題数（寄付金等の受領状況を確認したもののみ）	24	9	3	6	10	6	4	5	—	67
退室委員数	1	0	1	0	0	0	0	1	—	3
議決不参加委員数	2	0	0	0	0	0	4	0	—	6
直接議決に参加した委員数（①）	375	87	31	66	116	64	47	34	—	820
議決権を行使した委員数 <sup>※1</sup> （②）	0	1	0	0	0	0	0	0	—	1
（直接議決委員の割合 ①／①+②）	100.0%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	99.9%
特例的な取扱いにより参加した委員数 <sup>※2</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0

※1 議決不参加の場合であって、分科会長に議決権を一任する旨の書状を提出した委員は分科会等に出席したものとみなし、当該委員の議決権は、議決に加わった委員等の可否に関する議決結果にしたがって分科会長により行使されたものとなる（審議参加規程第14条 議決権の行使）。

※2 寄付金等の受領により審議不参加の基準に該当した場合であっても、当該委員の発言が特に必要であると認められた場合は審議に参加することができる（審議参加規程第16条 特例）。